

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成28年3月15日

千葉県選挙管理委員会委員長 本木 陸夫

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
橋本 登	橋本登後援会	平成17年4月25日
西田 三十五	信和会	平成27年3月31日
今井 定勝	今井さだかつ後援会	平成28年1月31日